

令和2年度 「前期定期・行政監査」における担当部署等一覧（意見）

No	表題	担当部署	対応状況			公表日
			措置済み	検討中	措置しない	
1	債権管理に関する事務及び法令等の遵守の徹底について			○		

令和2年度 「前期定期・行政監査」における対応状況等一覧（意見）

No	意見内容	担当部署	対応状況			理由・内容等
			措置済み	検討中	措置しない	
1	<p>使用料に係る督促状の未発送及び延滞金の未徴収について指摘したところであるが、今回のブリックホール使用料の場合、債権管理に対する認識不足や根拠なき前例踏襲により、所定の事務手続きを行わなかったため、自主財源の確保が求められている中、本来、歳入とすべき延滞金を徴収しなかったものである。</p> <p>公金の債権回収業務が滞ることは、健全な公共サービスの提供に支障をきたすだけでなく、適切に納入している利用者に対して公平性を欠くものであるため、督促や延滞金徴収の重要性をあらためて認識すべきである。</p> <p>また、過去の監査報告においても、法令等の遵守の徹底及びチェック機能の強化について意見を述べているが、今回の監査においても、受託徴収者に対する事務手続きや補助金交付手続きなど、基本的な知識不足や安易な前例踏襲による事務処理誤りが依然として見受けられた。</p> <p>法令遵守は職員の責務であることから、根拠規定を今一度確認し、常に適法かつ公正な事務処理の徹底に努められたい。</p>			○		